

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【四半期会計期間】	第28期第3四半期(自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日)
【会社名】	株式会社リソー教育
【英訳名】	RISO KYOIKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 岩佐 実次
【本店の所在の場所】	東京都豊島区目白三丁目1番40号
【電話番号】	03 - 5996 - 2501(代表)
【事務連絡者氏名】	情報開示担当リーダー 澤井 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区目白三丁目1番40号
【電話番号】	03 - 5996 - 3701
【事務連絡者氏名】	情報開示担当リーダー 澤井 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社及び当社子会社において、過年度の不適切な会計処理が行われた疑いが明らかとなったため第三者委員会を設置し、本件会計処理に関する事実関係、発生原因及び問題点の調査分析を行いました。調査にあたっては、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から適宜助言を受けるなどにより、調査の適法性、適正性等の確保に努めました。

当社取締役会は、平成26年2月10日、第三者委員会から調査報告を受け、過年度の売上計上の修正等必要と認められる訂正を行うことといたしました。

これらの決算訂正により、当社が平成25年1月11日に提出いたしました第28期第3四半期（自平成24年9月1日至平成24年11月30日）に係る四半期報告書の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、九段監査法人により四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

また、四半期連結財務諸表の記載内容に係る訂正箇所については、XBRLの修正も行いましたので併せて修正後のXBRL形式データ一式（表示情報ファイルを含む）を提出いたします。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 1 主要な経営指標等の推移

#### 第2 事業の状況

##### 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

###### (1) 経営成績の分析

###### (2) 財政状態の分析

#### 第4 経理の状況

##### 2. 監査証明について

##### 1 四半期連結財務諸表

###### (1) 四半期連結貸借対照表

###### (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

##### 注記事項

###### (セグメント情報等)

###### (1株当たり情報)

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第3四半期連結 累計期間	第28期 第3四半期連結 累計期間	第27期
会計期間	自平成23年 3月1日 至平成23年 11月30日	自平成24年 3月1日 至平成24年 11月30日	自平成23年 3月1日 至平成24年 2月29日
売上高(千円)	12,593,648	13,812,394	18,429,422
経常利益又は経常損失( ) (千円)	93,611	207,288	1,053,301
四半期(当期)純利益又は四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	324,861	256,867	156,136
四半期包括利益又は包括利益(千円)	338,940	248,197	166,783
純資産額(千円)	752,742	1,008,127	231,339
総資産額(千円)	11,311,335	13,394,920	12,424,057
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失 金額( ) (円)	91.79	72.18	44.10
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	6.7	7.6	1.9

回次	第27期 第3四半期連結 会計期間	第28期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 9月1日 至平成23年 11月30日	自平成24年 9月1日 至平成24年 11月30日
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四 半期純損失金額(円)	6.58	5.63

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでいません。
3. 第27期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算出にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 第27期第3四半期連結累計期間及び第28期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期純損失を計上しているため記載していません。第27期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。
5. 当社は、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。従って、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を控除しております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### （1）経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災以降停滞していた経済活動に回復の兆しが見えてきたものの、欧州債務危機に伴う海外経済の減速や長引く円高への懸念などから、景気の先行きは不透明な状況が続いてまいりました。

学習塾業界におきましては、こうした経済状況に従来からの少子化の流れも加わり、経営環境は依然厳しい状況で推移いたしました。

このような外部環境に対して、少子化・不況を前提としたビジネスモデルの当社は、従来通り差別化戦略を徹底し、引続き業績を拡大してまいりました。

特に当第3四半期連結累計期間は、既存事業（TOMAS・伸芽会・名門会）が好調に推移したことに加え、前連結会計年度より本格稼働した＜新規事業＞受験対応型長時間英才託児「伸芽'sクラブ（しんが～ずくらぶ）」及び＜新規事業＞マンツーマン英語スクール「インターTOMAS」が収益に貢献し、さらに当連結会計年度より本格スタートした＜新規事業＞学校内個別指導塾「スクールTOMAS」も順調に推移いたしました。

具体的には、当第3四半期連結累計期間における売上高は13,812百万円（前年同期比9.7%増）、営業損失は185百万円（前年同四半期は64百万円の損失）、経常損失は207百万円（前年同四半期は93百万円の損失）、四半期純損失は256百万円（前年同四半期は324百万円の損失）となりました。

なお、当社グループの業績は、受験後の卒業等により生徒数が変動することから、新学年スタート時期である第1四半期を底とし、講習会授業を実施する第2・第4四半期に大きく膨らむ季節的な変動要因があります。

セグメント別の業績は次のとおりとなります。

#### TOMAS（トーマス）[学習塾事業部門]

他塾との差別化戦略に基づく完全1対1の進学個別指導による高品質な教育サービスを提供し、売上高は7,596百万円（前年同期比5.7%増）となりました。

当第3四半期連結累計期間におきましては、TOMASは茗荷谷校（東京都）、津田沼校（千葉県）、市ヶ谷校（東京都）を新規開校し、横浜校（神奈川県）を拡大移転リニューアル、新百合ヶ丘校（神奈川県）、立川校（東京都）を拡大リニューアルいたしました。またインターTOMASは横浜スクール（神奈川県）、市ヶ谷スクール（東京都）を新規開校いたしました。

さらに当第3四半期より、難関大学医学部への高い合格実績をあげてきたTOMASのノウハウを活かし、医学部受験専門の個別指導「メディックTOMAS」をスタートいたしました。

当第3四半期連結累計期間におきましては、既に市ヶ谷校（東京都）、池袋校（東京都）、津田沼校（千葉県）の3校を新規開校しております。

#### 名門会 [家庭教師派遣教育事業部門]

積極的な事業エリア・規模拡大により、売上高は2,958百万円（前年同期比10.8%増）となりました。

当第3四半期連結累計期間におきましては、西広島駅前校（広島県）、市川駅前校（千葉県）、岡山支社・岡山駅前校（岡山県）、札幌支社・札幌駅前校（北海道）、川西校（兵庫県）を新規開校し、横浜駅前校（神奈川県）、大阪駅前校（大阪府）を拡大移転リニューアル、津田沼駅前校（千葉県）を拡大リニューアルいたしました。

#### 伸芽会 [幼児教育事業部門]

名門幼稚園・名門小学校受験業界でトップクラスの合格実績を背景にした既存事業の成長に加え、受験対応型の長時間英才託児事業「伸芽'sクラブ（しんが～ずくらぶ）」が収益に貢献し、売上高は2,364百万円（前年同期比12.7%増）となりました。

当第3四半期連結累計期間におきましては、伸芽会市ヶ谷教室（東京都）、伸芽'sクラブ自由が丘（東京都）、伸芽'sクラブ田町（東京都）を新規開校し、伸芽会横浜教室（神奈川県）を拡大移転

リニューアルいたしました。

日本エデュネット [インターネットテレビ電話教育事業部門]

学校内個別指導塾「スクールTOMAS」の営業展開を推し進め、売上高は384百万円（前年同期比19.7%増）、内部売上を含むと539百万円（前年同期比11.1%増）となりました。

その他 [人格情操合宿教育事業ならびに生徒募集勧誘事業部門]

人格情操合宿教育事業部門のスクールツアーシップは、高い学力プラス・ワンの情操分野を育む多彩な体験学習サービスの提供を行い、生徒募集勧誘事業部門のリソー教育企画は、成長の原動力となる生徒募集勧誘事業を積極的に行った結果、その他部門の合計では、売上高が508百万円（前年同期比60.6%増）、

内部売上を含むと774百万円（前年同期比31.0%増）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金、建物（純額）、工具、器具及び備品（純額）、敷金及び保証金の増加、営業未収入金の減少等により前連結会計年度末と比較して970百万円増加し、13,394百万円となりました。

負債は、短期借入金、前受金、売上返戻等引当金、長期借入金の増加、未払法人税等の減少等により前連結会計年度末と比較して1,747百万円増加し、14,403百万円となりました。

純資産は、資本剰余金の増加、利益剰余金、自己株式の減少等により前連結会計年度末と比較して776百万円減少し、1,008百万円となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,220,000
計	14,220,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年1月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,266,225	4,266,225	東京証券取引所 市場第一部	当社は単元株制度は採用 していません。
計	4,266,225	4,266,225		

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

###### (第9回新株予約権)

決議年月日	平成24年10月12日
新株予約権の数(個)	200,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,200 (注)9~11
新株予約権の行使期間	平成24年10月29日から 平成26年10月28日まで (注)12
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	(注)9・17
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。 (注)13
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の 承認を要する。 (注)15
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11

(注)第9回新株予約権について

- 新株予約権の名称 株式会社リソー教育第9回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
- 本新株予約権の払込金額の総額 金480,000円
- 申込期日 平成24年10月29日
- 割当日および払込期日 平成24年10月29日
- 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を Deutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
- 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

- (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は200,000株（本新株予約権 1個当たり 1株）とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数 200,000個

8. 各本新株予約権の払込金額 金2円40銭

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。  
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、6,200円とする（以下「当初行使価額」という。）。)

10. 行使価額の修正

本新株予約権は、行使価額の修正を行わない。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{交付普通} & \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行} & + & & \\ & & \text{普通株式数} & & & \text{時価} \\ \hline \text{調整後} & & \text{調整前} & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権の行使請求期間



平成24年10月29日（当日を含む。）から平成26年10月28日（当日を含む。）までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり2円40銭の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

株式会社リソー教育 管理企画局

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 池袋支店

22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を2円40銭とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(第10回新株予約権)

決議年月日	平成24年10月12日
新株予約権の数(個)	200,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,800 (注)9~11
新株予約権の行使期間	平成24年10月29日から 平成26年10月28日まで (注)12
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)9・17
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。(注)13
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。(注)15
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11

(注)第10回新株予約権について

1. 新株予約権の名称 株式会社リソー教育第10回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金600,000円
3. 申込期日 平成24年10月29日
4. 割当日および払込期日 平成24年10月29日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を Deutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は200,000株（本新株予約権1個当たり1株）とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 200,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金3円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、6,800円とする（以下「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正  
本新株予約権は、行使価額の修正を行わない。
11. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### 12. 本新株予約権の行使請求期間

平成24年10月29日(当日を含む。)から平成26年10月28日(当日を含む。)までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり3円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

#### 20. 行使請求受付場所

株式会社リソー教育 管理企画局

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 池袋支店

22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を3円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(第11回新株予約権)

決議年月日	平成24年10月12日
新株予約権の数(個)	223,633
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	223,633 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり7,500 (注)9~11
新株予約権の行使期間	平成24年10月29日から 平成26年10月28日まで (注)12
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)9・17
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。(注)13
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。(注)15
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11

(注)第11回新株予約権について

1. 新株予約権の名称 株式会社リソー教育第11回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金2,683,596円
3. 申込期日 平成24年10月29日
4. 割当日および払込期日 平成24年10月29日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を Deutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は223,633株（本新株予約権 1 個当たり 1 株）とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 223,633個
8. 各本新株予約権の払込金額 金12円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、7,500円とする（以下「当初行使価額」という。）。

10. 行使価額の修正

当社は平成24年10月29日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第18項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）（当該修正日の前取引日当日を含む。）までの3連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記3連続取引日の間に第11項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、6,050円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & \text{交付普通} & \times & \text{1株当たりの} \\
 & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\
 & & \text{既発行} & + & & \\
 & & \text{普通株式数} & & & \text{時価} \\
 \hline
 \text{調整後} & & \text{調整前} & & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \\
 \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & & & 
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。  
本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。  
株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。

- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使請求期間  
平成24年10月29日(当日を含む。)から平成26年10月28日(当日を含む。)までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由  
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり12円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法  
(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。  
(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。  
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所  
株式会社リソー教育 管理企画局
21. 払込取扱場所  
株式会社三菱東京UFJ銀行 池袋支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を12円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他  
(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。  
(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。



(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役役に一任する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されております。

株式会社リソー教育第6回新株予約権

	第3四半期会計期間 (平成24年9月1日から 平成24年11月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	19,327
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	19,327
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	6,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	115,962
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	29,562
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	29,562
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	6,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	177,372

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年9月1日～ 平成24年11月30日	-	4,266,225	-	693,475	-	289,824

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成24年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 573,633	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,692,592	3,692,592	同上
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	4,266,225	-	-
総株主の議決権	-	3,692,592	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,153株(議決権4,153個)含まれております。

【自己株式  
等】

平成24年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱リソー教育	東京都豊島区 目白3-1-40	573,633	-	573,633	13.4
計	-	573,633	-	573,633	13.4

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
代表取締役社長	宮下 秀一	平成24年6月20日

(2) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役会長兼社長	代表取締役会長	岩佐 実次	平成24年6月20日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年9月1日から平成24年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年3月1日から平成24年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、九段監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出していますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、九段監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,169,323	2,526,069
営業未収入金	2,077,471	1,936,335
たな卸資産	112,297	108,414
繰延税金資産	1,075,987	1,145,903
その他	440,105	802,223
貸倒引当金	16,271	16,468
流動資産合計	5,858,913	6,502,478
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,726,267	2,028,887
減価償却累計額	746,685	822,490
建物(純額)	979,582	1,206,397
工具、器具及び備品	1,685,669	1,810,535
減価償却累計額	501,418	542,340
工具、器具及び備品(純額)	1,184,251	1,268,194
土地	417,963	417,963
その他	20,291	20,291
減価償却累計額	17,309	17,851
その他(純額)	2,981	2,440
有形固定資産合計	2,584,779	2,894,995
無形固定資産		
その他	116,178	110,124
無形固定資産合計	116,178	110,124
投資その他の資産		
投資有価証券	295,323	241,328
繰延税金資産	1,275,446	1,306,524
敷金及び保証金	1,793,300	1,899,002
その他	492,400	435,388
投資その他の資産合計	3,856,471	3,882,244
固定資産合計	6,557,428	6,887,364
繰延資産		
社債発行費	7,715	5,077
繰延資産合計	7,715	5,077
資産合計	12,424,057	13,394,920

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	2,167,900	2,280,000
1年内償還予定の社債	100,000	100,000
未払金	1,197,378	1,178,842
未払法人税等	711,387	118,006
前受金	2,888,382	4,304,900
返品調整引当金	12,486	15,131
賞与引当金	147,152	39,945
売上返品等引当金	2,785,328	3,225,533
その他	386,011	510,012
流動負債合計	10,396,027	11,772,373
固定負債		
社債	300,000	250,000
長期借入金	590,000	850,000
退職給付引当金	1,006,812	1,098,195
資産除去債務	312,458	327,786
その他	50,098	104,691
固定負債合計	2,259,369	2,630,673
負債合計	12,655,396	14,403,047
純資産の部		
株主資本		
資本金	693,475	693,475
資本剰余金	289,824	381,363
利益剰余金	2,437,572	1,115,020
自己株式	3,640,570	3,195,558
株主資本合計	219,697	1,005,698
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14,741	6,072
その他の包括利益累計額合計	14,741	6,072
新株予約権	3,100	3,643
純資産合計	231,339	1,008,127
負債純資産合計	12,424,057	13,394,920

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
売上高	12,593,648	13,812,394
売上原価	9,504,512	10,606,704
売上総利益	3,089,135	3,205,690
販売費及び一般管理費	3,153,576	3,391,126
営業損失( )	64,440	185,436
営業外収益		
受取利息	108	186
受取配当金	28	28
未払配当金除斥益	1,796	5,954
保険配当金	1,553	-
その他	10,799	6,755
営業外収益合計	14,286	12,923
営業外費用		
支払利息	34,901	28,940
その他	8,556	5,836
営業外費用合計	43,457	34,776
経常損失( )	93,611	207,288
特別利益		
受取保険金	-	134,209
その他	-	2,811
特別利益合計	-	137,021
特別損失		
移転費用等	19,630	12,490
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	145,183	-
震災支援費用等	37,900	4,578
その他	-	3,082
特別損失合計	202,714	20,152
税金等調整前四半期純損失( )	296,326	90,418
法人税等	28,535	166,448
少数株主損益調整前四半期純損失( )	324,861	256,867
四半期純損失( )	324,861	256,867

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	324,861	256,867
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14,078	8,669
その他の包括利益合計	14,078	8,669
四半期包括利益	338,940	248,197
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	338,940	248,197

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
(有形固定資産の減価償却の方法の変更) 前連結会計年度より、減価償却の方法について定率法から定額法に変更したため、前第3四半期連結累計期間と当第3四半期連結累計期間での減価償却の方法が異なっております。 前連結会計年度から新たに地域本部制を採用し、池袋に城北本部を設立したことを契機に、有形固定資産の使用実態を調査いたしましたところ、各教室のブース、電源工事などの教室設備等は概ね耐用年数にわたって長期的かつ安定的に利用しているため、定額法による費用配分の方法が、その使用実態をより適切に表すと判断し行ったものであります。 なお、前第3四半期連結累計期間に変更後の減価償却の方法を適用した場合、当該期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ66,410千円増加いたします。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
当社グループの業績は、受験後の卒業等により生徒数が変動することから、新学年スタート時期である第1四半期を底とし、講習会授業を実施する第2・第4四半期に大きく膨らむ季節的な変動要因があります。	同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
減価償却費 のれんの償却額	減価償却費 のれんの償却額
193,007千円 49,303千円	156,783千円 - 千円



(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月13日取締役会	普通株式	392,279	110	平成23年2月28日	平成23年5月11日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金5,153千円を含めておりません。これは「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。配当の権利確定日において、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は46,850株であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月12日取締役会	普通株式	389,048	110	平成23年8月31日	平成23年11月9日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金8,384千円を含めておりません。これは「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。配当の権利確定日において、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は76,224株であります。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第3四半期連結累計期間におきまして、「従業員持株E S O P信託」の信託契約に基づき自己株式の取得及び処分を行っており、取得による増加が158,349千円、処分による減少が56,487千円となりました。その結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が101,862千円増加し、当第3四半期連結会計期間末における自己株式は3,655,617千円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年11月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年4月12日取締役会	普通株式	531,571	150	平成24年2月29日	平成24年5月10日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金10,382千円を含めておりません。これは「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。配当の権利確定日において、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は69,218株であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月12日取締役会	普通株式	534,112	150	平成24年8月31日	平成24年11月9日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金9,377千円を含めておりません。これは「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。配当の権利確定日において、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は62,515株であります。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、主に新株予約権の一部が行使されたこと等により、自己株式が445,011千円減少し、資本剰余金が91,539千円増加しております。その結果、当第3四半期連結会計期間末に

おける自己株式は3,195,558千円、資本剰余金は381,363千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	学習塾事業	家庭教師 派遣教育事業	幼児教育 事業	インターネット テレビ電話 教育事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	7,187,079	2,670,369	2,098,545	321,412	12,277,407	316,240	12,593,648	-	12,593,648
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	468	-	164,612	165,080	274,888	439,969	439,969	-
計	7,187,079	2,670,837	2,098,545	486,025	12,442,487	591,129	13,033,617	439,969	12,593,648
セグメント利益 又は損失 ( )	340,929	70,749	371,752	64,679	24,753	39,562	14,809	49,631	64,440

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人格情操合宿教育事業並びに生徒募集勧誘事業が含まれております。

2. 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年11月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	学習塾事業	家庭教師 派遣教育事業	幼児教育 事業	インターネット テレビ電話 教育事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	7,596,911	2,958,559	2,364,071	384,849	13,304,392	508,002	13,812,394	-	13,812,394
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	3,347	468	3,158	154,899	161,873	266,580	428,453	428,453	-
計	7,600,258	2,959,027	2,367,230	539,748	13,466,265	774,582	14,240,848	428,453	13,812,394
セグメント利益 又は損失 ( )	281,523	211,848	300,222	95,714	97,435	88,481	185,917	480	185,436

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人格情操合宿教育事業並びに生徒募集勧誘事業が含まれております。

2. 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 ( 自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年11月30日 )	当第 3 四半期連結累計期間 ( 自 平成24年 3 月 1 日 至 平成24年11月30日 )
( 1 ) 1 株当たり四半期純損失金額( )	91円79銭	72円18銭
( 算定上の基礎 )		
四半期純損失金額( ) ( 千円 )	324,861	256,867
普通株主に帰属しない金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額( ) ( 千円 )	324,861	256,867
普通株式の期中平均株式数 ( 株 )	3,539,193	3,558,849
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		第10回新株予約権 ( 200,000 個 ) 及び第11回新株予約権 ( 223,633 個 ) 。新株予約権の概要は「第 3 提出会社の状況、1 株式等の状況、( 2 ) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

( 注 ) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

2 . 「 1 株当たり四半期純損失金額」を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「従業員持株 E S O P 信託」が所有する当社株式を控除しております。

( 重要な後発事象 )

当社が平成24年10月29日に発行いたしました株式会社リソー教育第 9 回新株予約権 ( 第三者割当 ) について、平成24年12月12日に50,000個 ( 交付された自己株式数50,000株 ) 、払込金額310,000千円の行使がありました。また、平成25年 1 月10日に100,000個 ( 交付された自己株式100,000株 ) 、払込金額620,000千円の行使がありました。

2 【その他】

平成24年10月12日開催の取締役会において、当期第 2 四半期末配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- ( 1 ) 当期第 2 四半期末配当による配当金の総額.....534,112千円  
( 2 ) 1 株当たりの額 ..... 150円  
( 3 ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 .....平成24年11月 9 日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

株式会社リソー教育

取締役会 御中

### 九段監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 靖 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 並河 慎一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂田 美千穂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リソー教育の平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年9月1日から平成24年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年3月1日から平成24年11月30日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リソー教育及び連結子会社の平成24年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成24年10月29日に発行した第9回新株予約権について、平成24年12月12日に50,000個、払込金額310,000千円の行使があった。また、平成25年1月10日に100,000個、払込金額620,000千円の行使があった。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成25年1月11日に四半期レビュー報告書を提出した。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。